

防犯灯設置基準

平成29年3月27日 市長決裁

1 目的

この基準は、夜間における犯罪被害の防止、歩行者の安全・安心の確保を図るため、防犯灯の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準における防犯灯の定義は、夜間における歩行者等の安全・安心の確保と犯罪の防止を図るために市が設置する、20W～40W程度の明るさを確保できる照明灯をいう。

ただし、道路管理者が設置する道路照明灯を除く。

3 設置場所

防犯灯の設置場所は次のとおりとし、電柱共架式を原則とする。ただし、共架できる電柱がない場合で、設置予定箇所の土地所有者の承諾が得られる場合は、この限りではない。

(1) 防犯灯の設置場所は、原則市道とし防犯上必要と認められる、次に掲げる事項に該当する場所に、必要に応じて設置する。

①通学路

②住宅地域内であり、公衆の用に供する場所

③他の防犯灯及び道路照明灯との距離が概ね30m以上離れている場所

④行き止まりの道路の場合、概ね延長が30m以上ある道路

(2) 防犯灯は、次に掲げる事項に該当する場合は設置できないものとする。

①前記(1)④以外で、行き止まり道路への設置

②私道への設置 ただし、私道であっても不特定多数の人が使用し、公共の用に供していると判断され、土地所有者の承諾が得られる場合であって、目的を達成するため効果が見込めるときはこの限りではない。

③上記①と②以外の場合で、設置が困難な場所

4 設置手順

防犯灯の設置は、原則として行政区域の区長からの設置要望に基づき、市が予算の範囲内において行うものとする。また、防犯灯の設置要望は、防犯灯設置要望書（別紙1）をもって行うものとする。

なお、民地を借用して防犯灯支柱を設置するときは、当該関係者から防犯灯支柱設置承諾書（別紙2）を徴するものとする。

ただし、犯罪の発生や危険が予見される場合は、防犯灯設置協議書（別紙3）により、区長協議の上、市において速やかに防犯灯を設置するものとする。

5 設置の可否

市は、防犯灯設置要望書の内容審査及び現地調査を実施し、その結果に基づき防犯灯の設置の可否を決定するものとする。また、防犯灯の設置の可否を決定したときは、通知書（別紙4）により当該設置要望をした区長に通知するものとする。

6 使用灯具

防犯灯として使用する灯具は、原則として20W～40W程度の明るさを確保できるLED灯とし、自動で点灯・消灯する昼夜センサー式とする。

7 その他

この基準は、設置要望書に基づき市が設置するものに適用するものであるが、久喜市開発行為等指導要綱（平成22年告示第218号）第24条第2項に規定する協議があった場合についてもこの基準を準用する。

8 委任

この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成22年6月14日制定

平成24年3月6日改正

平成29年3月27日改正